

佐世保バーガー店認定要領

(目的)

第1条 全国に通用する高い商品力を持つ「佐世保バーガー」のブランド価値を適切に保護することにより、その信用力を維持し、一過性のブームではなく本物の名物料理として定着させ、佐世保観光全体の評価の向上、観光誘客促進による外部経済効果の拡大に繋げ、地域活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「認定」とは、原則として事業者等からの申請に基づき、ハンバーガーを製造する事業者等について、コンセプト、独自性、主体性、信頼性、地域性、将来性に関する一定の基準（以下「認定基準」という。）に適合するものについて、「佐世保バーガー」として認めることをいう。

(認定委員会の設置)

第3条 (財)佐世保観光コンベンション協会理事長（以下「理事長」という。）は、「佐世保バーガー」の認定に関する事項を審議するため、佐世保バーガー認定委員会（以下「認定委員会」という。）を設置する。

2 認定委員会設置要領は別に定める。

(認定基準)

第4条 理事長は、認定委員会による審議を経て、認定基準を定めるものとする。

(認定基準の廃止および変更)

第5条 理事長は、消費者ニーズの変化や流通形態の変革等に応じ、必要があると認められるときは、前条の規定により定めた認定基準について、認定委員会による審議を経て変更することができる。

(認定対象及び認定申請資格)

第6条 「佐世保バーガー」の認定の対象及び認定を申請する資格のある者は、以下のとおりとする。

(1) 認定の対象

佐世保産品を活用した手作りハンバーガーの製造を行う事業者等

(佐世保産品とは、原則として佐世保市内で生産又は製造を行ったもの（消費財）で最終消費者が使用するものとする。)

(2) 認定を申請する資格のある者

認定の対象となる手作りハンバーガーの製造を行う事業者で原則として佐世保市内に主たる事業所を有する者。

(事業者とは、飲食店等を営む個人、法人又はこれらを営む者で組織される法人、団体とする。)

(認定の申請)

第7条 認定を受けようとする者は、各年度毎に別に定める時期に佐世保バーガー店認定申請書(以下「申請書」という。)(様式第1号)を理事長に提出するものとする。

2 申請書には、佐世保バーガー店認定申請調書(様式第2号)、佐世保バーガー店認定申請誓約書(様式第3号)のほか、以下に定める書類を添付しなければならない。

(1) 申請者が個人である場合

ア 住民票の写し

イ 参考資料(商品メニュー、事業案内、その他資料)

(2) 申請者が法人である場合

ア 定款又は寄付行為

イ 登記簿の謄本

ウ 参考資料(商品メニュー、会社案内、その他資料)

(3) 申請者が団体(任意)である場合

ア 規約等組織の概要がわかる書類

イ 参考資料(商品メニュー、団体案内、その他資料)

(認定の審査)

第8条 理事長は、第7条の規定による申請があった場合は、認定の対象となる佐世保バーガーの製造を行う事業者等が第6条の規定による要件、資格を満たすかどうかを審査するものとする。

2 理事長が前項の規定による審査で要件、資格を満たすと判断したものについて、認定委員会において、第4条に規定する認定基準に基づく審査を行うものとする。

3 認定委員会は、前項の規定による審査に当たっては、申請書の書類審査、認定申請者からの意見聴取に加え、必要に応じて事業場等の現地調査、消費者に対する認知度調査の結果等を参考にできる。

4 認定申請者又はその所属する団体等は、審査が円滑に行えるよう積極的に協力しなければならない。

5 認定の審査については、その取り扱い方針を別に定める。

(認定の決定)

第9条 理事長は、第8条の規定による認定委員会の審査で、認定基準に適合すると認められたときは、申請のあった佐世保バーガーの製造を行う事業者等を認定し、当該申請者に対し、佐世保バーガー店認定書（以下「認定書」という。）（様式第4号）を交付するとともに、認定を受けた者を公表し、積極的に情報発信するものとする。

2 理事長は、認定委員会の審査で、認定基準に適合しないと認められたときは、理由を付して、その旨を当該申請者に通知（様式第5号）するものとする。

(認定の有効期限及び認定)

第10条 第9条第1項の規定による認定の有効期限は平成22年3月31日とし、その後は3年置きに設定するものとする。

2 前項の規定による認定の有効期限が満了となる場合において、再認定を受けようとする者は、当該年度の別に定める時期に申請書を理事長に提出するものとする。

3 第7条の規定は、前項の場合に準用する。

(認定内容の変更)

第11条 認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、佐世保バーガー店認定申請事項変更届出書（様式第6号）により、速やかに理事長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称若しくは代表者を変更したとき。
- (2) メニューを著しく変更したとき。
- (3) ハンバーガーの製造又は販売を3ヶ月以上中止又は廃止したとき。
- (4) その他申請書記載事項等に変更が生じたとき。

2 理事長が必要と認めたときは、第8条の規定は、前項の場合に準用する。

(認定書の再交付)

第12条 認定を受けた者は、認定書を紛失又は破損したときには、佐世保バーガー店認定書再交付申請書（様式第7号）を速やかに理事長に提出し、その再交付を受けなければならない。

(認定の表示)

第13条 認定を受けた者は、当該商品の包装もしくは容器、認定ハンバーガーを製造又は販売する事業場等に当該ハンバーガーが「佐世保バーガー」認定品であること及び自らがその製造を行う事業者等であることを表示することができる。

(認定の取り消し)

第14条 理事長は、認定ハンバーガー及び認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定委員会の審議を経て認定を取り消すことができる。

- (1) 認定を受ける要件、資格を欠くに至ったとき。
 - (2) 認定基準に適合しないと認められたとき。
 - (3) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
 - (4) 認定ハンバーガーの製造又は販売を、第11条第7項の規定による変更届書の提出無しで長期に亘って中止又は廃止したとき。
 - (5) その他、制度の運用に重要な支障を来たす行為があったとき。
- 2 理事長は、認定を取り消す場合は、その対象となるハンバーガー及びその者の氏名（法人、団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）を公表することができる。
- 3 第1項の規定に該当することにより認定を取り消された者の再認定については、認定委員会で審議するものとする。

(認定を受けた者の責務)

第15条 認定申請者及び認定を受けた者は、この要領の定めるところを誠実に遵守するとともに次の各号について特に留意しなければならない。

- (1) 認定を受けたハンバーガーの生産、製造又は販売等を通じて、佐世保の観光情報発信を積極的に行い、全国の人々の佐世保市に対するイメージの向上に繋げるよう努めなければならない。
 - (2) 認定を受けたハンバーガーの計画的な生産、製造及び適正な保管・流通体制の整備に努めなければならない。
- 2 認定を受けたハンバーガーの品質、流通、販売等において事故等の問題が生じたときは、認定を受けた者がその責任を負うものとする。なお、当該問題の内容については、佐世保バーガー店事故発生通知書（様式第8号）により、早急に理事長に報告しなければならない。

(認定の特例)

第16条 理事長は、第7条から第9条の規定による手続きによらず、認定委員会の審議において認定基準に適合すると認められたハンバーガー及びその生産又は製造を行う事業者等について、当該事業者等の承諾を得て認定又は再認定することができる。

(事故処理)

第17条 この認定に関する事務処理、認定委員会の事務局は、当面の間、財団法人佐世保観光コンベンション協会事務局が行う。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成18年10月27日から施行する。

この要領は、平成20年2月14日から施行する。